

# 第百八十回国参议院厚生労働委員会会議録第十一号

平成二十四年九月七日(金曜日)

午前九時開会

委員の異動

八月二十九日

金子 洋一君

理事

出席者は左のとおり。

委員長

理事

補欠選任

大島九州男君

小林 正夫君

梅村 聡君

牧山ひろえ君

石井 準一君

中村 博彦君

渡辺 孝男君

足立 信也君

大島九州男君

川台 孝典君

津田弥太郎君

辻 泰弘君

西村まさみ君

柳田 稔君

赤石 清美君

石井みどり君

衛藤 晟一君

大家 敏志君

高階恵美子君

三原じゅん子君

秋野 公造君

川田 龍平君

田村 智子君

福島みずほ君

谷岡 郁子君

衆議院議員

厚生労働委員長

池田 元久君

国務大臣

厚生労働大臣

小宮山洋子君

事務局側

常任委員会専門

松田 茂敬君

本日の会議に付した案件

○特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案(衆議院提出)

○お金の心配がない保険で良い歯科医療の実現に関する請願(第六三〇号外一七件)

○新たな患者負担増計画反対、患者負担の大幅軽減と安心して受けられる医療の実現に関する請願(第六四号外一八件)

○国民・中小業者の暮らしと経営を守る社会保障充実等に関する請願(第七二号外一〇件)

○社会保障の拡充を求めることに関する請願(第八四号外六件)

○七十五歳以上の高齢者と子供の医療費を無料にすることにに関する請願(第九〇号外一件)

○じん肺とアスベスト被害根絶に関する請願(第一〇一号外九件)

○介護保険制度見直し・改善に関する請願(第一一九号)

○社会保障予算を大幅に増額し、安心できる介護制度の実現に関する請願(第二一〇号外二件)

○お金の心配なく、安心してかかれる医療に関する請願(第二二二号外一件)

○改正介護保険の改善に関する請願(第一三四号)

外一一件)

○安全で行き届いた医療・介護を実現することに関する請願(第二〇七号外四件)

○最低賃金千円の実現に関する請願(第二二八号外七件)

○難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願(第二三四号外六六件)

○パーキンソン病患者のQOL(生活の質)向上に関する請願(第三三五号外一九件)

○どこに住んでも、お金の心配なく安心してかかる医療に関する請願(第二五七号外一件)

○患者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療の実現に関する請願(第二五八号外二件)

○社会保障予算を大幅に増額して安心できる医療・介護制度の実現に関する請願(第二六〇号外三件)

○後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療に関する請願(第二六八号外二件)

○後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに関する請願(第二六九号外二件)

○社会保障としての国保制度の確立に関する請願(第二七〇号外三件)

○高齢者が安心して受けられる介護保険制度の実現に関する請願(第二七二号外一件)

○介護保険制度の抜本的な改善を求めることに関する請願(第二七二号外一件)

○患者の窓口負担軽減、新たな患者負担増の撤回に関する請願(第二八三号外二件)

○発達障害者手帳の制定に関する請願(第三九一号外一件)

○大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求めることに関する請願(第三九七号外三八件)

○大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現に関する請願(第三九八号)

○労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定に関する請願(第四二二号外六件)

○障害者福祉についての新たな法制に関する請願(第四三二号外二六件)

○国の財源で高過ぎる国民健康保険料(税)を引き下げることにに関する請願(第四五五号外一件)

○後期高齢者医療制度を速やかに廃止することに関する請願(第四六八号外二件)

○患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第四九二号外四件)

○東日本大震災からの復興と建設労働者の労働条件向上等に関する請願(第五一七号外五件)

○腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第六〇四号外九〇件)

○介護保険制度の抜本的な改善に関する請願(第七〇〇号外一件)

○高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現に関する請願(第七〇二号)

○介護保険の改悪中止に関する請願(第七三二号外一件)

○介護保険の生活援助の切捨て反対に関する請願(第八三三号外一件)

○脳深部刺激(DBS)の最新機器の使用認可及び健康保険適用等に関する請願(第八六一号外四件)

○国民本位の社会保障制度の維持と充実に関する請願(第九二六号)

○国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立に関する請願(第九二七号)

○年金の給付水準の維持、高齢者医療制度の改善等に関する請願(第九二九号)

○いつでも、どこでも、誰もが、お金の心配のない

らない保険で良い歯科医療の実現に関する請願(第九七八号)

○医療保険一元化反対、国庫補助増額で国民皆保険制度を守ることに関する請願(第一〇一四号外一九件)

○労働基準法違反の根絶を目指して、労働基準法違反に対する罰則をより重罰化するとともに、労働基準監督署の人員体制と監督権限を強化することに関する請願(第一〇五一号外四件)

○人間らしく働き生活できる雇用の実現に関する請願(第一一三五号外二〇件)

○パートタイム労働法の抜本改正と有期労働契約の規制強化に関する請願(第一二二七号外五件)

○不妊患者の経済的負担軽減に関する請願(第一二七七号外四件)

○てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(第一三三四号外一五件)

○補装具・日常生活用具制度の根本的改善に関する請願(第一三六九号外四件)

○福祉充実のための人材確保対策に関する請願(第一四四六号外五件)

○原発事故処理に従事する労働者の安全と健康を保持することに関する請願(第一四七三号外一件)

○心の健康を守り推進する基本法の制定に関する請願(第一五二二号外二九件)

○原発事故の放射能対策(食品の検査強化に関する請願(第一五三四号外三件)

○国民の安全・安心の実現への建設産業における公正な賃金・労働条件の確保に関する請願(第一五四四号外一四件)

○マッサージ診療報酬の適正化に関する請願(第一七五九号外六件)

○障害者の所得保障制度の確立に関する請願(第一七六二号)

○障害児・者の福祉・医療制度の緊急改善に関する請願(第一七六三号)

○いつでも、どこでも、誰もが安心して介護を受けられるようにすることに関する請願(第一七

六四号)

○介護職場の人材確保、職員の待遇改善に関する請願(第一七六五号)

○いつでも、どこでも、誰もが、安心してかかれる医療に関する請願(第一七八五号)

○後期高齢者医療制度廃止などに関する請願(第一八八六号)

○国の乳幼児医療費無料制度創設に関する請願(第二二六〇号)

○患者・利用者負担を軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現を求めることに関する請願(第二三〇五号)

○新たな患者負担増計画反対、患者負担の大幅軽減と安心して受けられる医療の実現を求めることに関する請願(第二三〇六号)

○福島原発事故被害者の生活支援を求めることに関する請願(第二四三七号)

○福島原発事故被害者の生活支援に関する請願(第二四三八号)

○身体障害者手帳等級の改善に関する請願(第二四四四号外九件)

○地域精神保健医療福祉の充実・拡充に関する請願(第二四七三号外七件)

○継続審査要求に関する件

○継続調査要求に関する件

○委員派遣に関する件

○委員長(小林正夫君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る八月二十九日、金子洋一君が委員を辞任され、その補欠として大島九州男君が選任されました。

○委員長(小林正夫君) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院厚生労働委員長池田元久君から趣旨説明を聴取いたします。池田元久君。

ただいま議題となりました特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

本案は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づき給付金の請求期限を延長する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりです。

第一に、給付金の支給の請求期限を、平成三十年一月十五日又は損害賠償の訴えの提起、和解・調停の申立てを平成三十年一月十五日以前にした場合における当該損害賠償についての判決の確定、和解・調停の成立の日から起算して一月を経過する日のいずれか遅い日までとすること。

第二に、追加給付金の支給対象者を、給付金の支給を受けた特定C型肝炎ウイルス感染者であって、身体的状況が悪化したため、当該給付金の支給を受けた日から起算して二十年以内に新たに慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がん罹患し、若しくは死亡したも又は慢性C型肝炎に罹患したものとすること。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が本案の提案の理由及びその内容です。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(小林正夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(小林正夫君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小林正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小林正夫君) 次に、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案を議題といたします。

提出者衆議院厚生労働委員長池田元久君から趣旨説明を聴取いたします。池田元久君。

○委員長(池田元久君) 引き続きよろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

本案は、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識、技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれてある特別の事情及び子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれてある特別の事情を考慮して、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりです。

第一に、厚生労働大臣は母子及び寡婦福祉法に規定する基本方針において、都道府県等は同法に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画におい

て、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。





奮闘している。政府と東京電力が、事故の早期収束に向けて全力を傾注し、人災にほかならない原発事故により被害を受けた全ての人の生活保障、風評被害を含めた全ての被害補償などに、速やかに対応するよう求める。

一、避難生活を強制される人々に、国と東京電力の責任で、安定した良質な雇用、事業再開の費用を保障し、医療・介護も含めた生活支援に万全を尽くすこと。

第二四三八号 平成二十四年八月二十九日受理  
福島原発事故被害者の生活支援に関する請願  
請願者 和歌山県橋本市 内田恵美子 外  
千四十七名

紹介議員 山下 芳生君

二〇一一年三月に発生した巨大地震と大津波により、東京電力福島第一原子力発電所において、全ての電源が喪失し、原子炉及び使用済燃料の冷却ができない状態になり、外部へ大量の放射性物質を放出する重大事故が発生した。放射性物質を含む水を海へ放出する事態にも及び、いまだに安定的に冷却を行える状態に至っていない。広範囲な避難、風評被害を含めた農水産物・観光などへの影響、雇用の喪失、教育上の困難等が生じ、回復のめどが立っていない。今回の福島原発事故の責任は、地震及び津波に対する備えの不十分さを指摘する声を無視し、安易な安全神話を振りまいてきた東京電力と、安全確保のために十分な規制を行ってこなかった政府にある。また、地震及び津波発生後の東京電力及び政府の事故に対する不適切な対応が事態を一層深刻にした。生活の全てを奪われた住民、被ばくへの不安を抱く住民、仕事を奪われた住民、被災者には、事業活動ができない業者は多数に上る。事故現場では、大量に被災者による危険の中で、事故の収束に向けて、多くの労働者が日夜奮闘している。政府と東京電力が、事故の早期収束に向けて全力を傾注し、人災にほかならない

原発事故により被害を受けた全ての人の生活保障、風評被害を含めた全ての被害補償などに、速やかに対応するよう求める。

一、避難生活を強制される人々に、国と東京電力の責任で、安定した良質な雇用、事業再開の費用を保障し、医療・介護も含めた生活支援に万全を尽くすこと。

第二四四四号 平成二十四年八月二十九日受理  
身体障害者手帳等級の改善に関する請願  
請願者 名古屋市長 梅尾朱美 外三百十五  
名

紹介議員 谷岡 郁子君

現在、視覚障害の等級決定は、矯正視力による「両眼の視力の和」となっており、かねてより疑問や改善を求める声が多く出されていた。ロービジョン（弱視者）の場合、よく見えるようになるわけではなく、視力に左右差のある場合、よく見える方では見えにくいのが一般的であり、両眼の視力を合算して障害の程度を認定するには無理がある。身体障害者手帳は、障害者が社会参加するための支援や制度を活用するための証であり、障害の程度等級によって受けるサービスに制限が設けられている。厳しい社会情勢の中で、障害年金は障害者にとり命綱と言える。年金等級は、身体障害者手帳等級と同様に「両眼の視力の和」で決められ、当然受けられるはずである視覚障害者が、「両眼の視力の和」によって受けられないこと、そして、医療費助成制度においても同様に等級による制限がある。この二つは、障害者が自立する上で欠かせない制度であり、不合理な障害認定によって排除されている状況を改善してほしいと、多くの視覚障害者は望んでいる。障害程度認定は「良い方の眼の視力で測ってほしい」というのがロービジョン当事者の願いであり、障害者手帳の交付を受け、制度・サービスを受けているのは、当事者の一部にすぎない。多くの視覚障害者が制

度の外に置かれており、制度の欠陥を正し、誰もが安心して自立できる支援・制度にしなければならぬ。改善によって、多くの視覚障害者が社会参加できるようにするため、早急な身体障害者関係法の改正を求める。

一、視覚障害に関わる身体障害者手帳等級の認定は、「両眼の視力の和」ではなく「良い方の眼の視力」とするように改めること。

第二四四五号 平成二十四年八月二十九日受理  
身体障害者手帳等級の改善に関する請願  
請願者 東京都新宿区 田中光春 外百三  
十名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。  
九月五日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、身体障害者手帳等級の改善に関する請願（第二四四六号）（第二四五四号）（第二四五五号）（第二四五六号）  
一、お金の心配がない保険で良い歯科医療の実現に関する請願（第二四四七号）  
一、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願（第二四四八号）  
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第二四四九号）（第二四六〇号）  
一、補装具・日常生活用具制度の根本的改善に関する請願（第二四六一号）（第二四六二号）  
一、身体障害者手帳等級の改善に関する請願（第二四六三号）（第二四六四号）（第二四六五号）  
一、地域精神保健医療福祉の充実・拡充に関する請願（第二四六七号）（第二四七四号）（第二四七五号）（第二四七六号）（第二四七八号）（第二四七九号）（第二四八〇号）（第二四八一号）  
一、身体障害者手帳等級の改善に関する請願

（第二四八二号）

第二四四六号 平成二十四年八月三十日受理  
身体障害者手帳等級の改善に関する請願  
請願者 大分市 金田健二 外五百八十五  
名

紹介議員 衛藤 晟一君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。  
第二四四四号 平成二十四年八月三十日受理  
身体障害者手帳等級の改善に関する請願  
請願者 東京都大田区 吉田玉枝 外三百  
四十六名

紹介議員 三原じゅん子君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。  
第二四五五号 平成二十四年八月三十日受理  
身体障害者手帳等級の改善に関する請願  
請願者 北九州市 安田憲司 外三百八十  
五名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。  
第二四五六号 平成二十四年八月三十日受理  
身体障害者手帳等級の改善に関する請願  
請願者 東京都国立市 栗山健 外三百九  
十三名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。  
第二四五七号 平成二十四年八月三十一日受理  
お金の心配がない保険で良い歯科医療の実現に関する請願  
請願者 岐阜市 西仁 外五十名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第六三三号と同じである。  
第二四五八号 平成二十四年八月三十一日受理  
難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に

関する請願

請願者 福岡県飯塚市 藤中安則 外三千

紹介議員 秋野 公造君

この請願の趣旨は、第二三四号と同じである。

第二四九号 平成二十四年八月三十一日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都八王子市 大澤正雄 外二千名

紹介議員 秋野 公造君

この請願の趣旨は、第六〇四号と同じである。

第二四六〇号 平成二十四年八月三十一日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 富山県下新川郡入善町 谷一男 外二千四百五十名

紹介議員 広野ただし君

この請願の趣旨は、第六〇四号と同じである。

第二四六一号 平成二十四年八月三十一日受理

補装具・日常生活用具制度の根本的改善に関する請願

請願者 愛知県一宮市 内藤みどり 外五百九十九名

紹介議員 秋野 公造君

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

第二四六二号 平成二十四年八月三十一日受理

補装具・日常生活用具制度の根本的改善に関する請願

請願者 兵庫県明石市 木村八郎 外四千二十七名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一三六九号と同じである。

第二四六三号 平成二十四年八月三十一日受理

身体障害者手帳等級の改善に関する請願

請願者 京都府城陽市 向井良徳 外三百

二十八名

紹介議員 谷岡 郁子君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二四六四号 平成二十四年八月三十一日受理

身体障害者手帳等級の改善に関する請願

請願者 東京都昭島市 中村照代 外五百二十四名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二四六五号 平成二十四年八月三十一日受理

身体障害者手帳等級の改善に関する請願

請願者 仙台市 土門さち江 外三百二十五名

紹介議員 高階恵美子君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二四七三三号 平成二十四年八月三十一日受理

地域精神保健医療福祉の充実・拡充に関する請願

請願者 東京都大田区 古怒田幸子

紹介議員 田村 智子君

今日の増大する社会的緊張、経済的な困難の下で多くの若者、成人が男女・年代を問わず生きづらさに直面している。不登校、引き籠もりが社会的に注目されてから、既に長い期間が経過した。虐待やDVによる心の不調、最近では鬱状態を呈する人が増大している。国民の四十人に一人以上が精神疾患のために医療機関を受診しており、多くの国民が心の不調による不安定な生活状態に置かれている。精神疾患は五大疾患の一つとして医療計画に位置付けられることになり、障害者総合支援法により精神障害者への個別サービス給付も進められている。しかし、これらのサービスに結び付く以前に、またサービスから外れたところで、多くの国民が、幅広く様々な地域精神保健医療や福祉、就労などでの支援を必要としている。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、地域精神保健医療福祉施策の総合的な充実・

拡充を行うこと。

第二四七四号 平成二十四年八月三十一日受理

地域精神保健医療福祉の充実・拡充に関する請願

請願者 東京都板橋区 小島陽子

紹介議員 山本 博司君

この請願の趣旨は、第二四七三三号と同じである。

第二四七五号 平成二十四年八月三十一日受理

地域精神保健医療福祉の充実・拡充に関する請願

請願者 東京都世田谷区 堀江朝子

紹介議員 小西 洋之君

この請願の趣旨は、第二四七三三号と同じである。

第二四七六号 平成二十四年八月三十一日受理

地域精神保健医療福祉の充実・拡充に関する請願

請願者 東京都調布市 石川万木子

紹介議員 谷岡 郁子君

この請願の趣旨は、第二四七三三号と同じである。

第二四七八号 平成二十四年八月三十一日受理

地域精神保健医療福祉の充実・拡充に関する請願

請願者 東京都世田谷区 萩原瑞希

紹介議員 大河原雅子君

この請願の趣旨は、第二四七三三号と同じである。

第二四七九号 平成二十四年八月三十一日受理

地域精神保健医療福祉の充実・拡充に関する請願

請願者 東京都西多摩郡日の出町 小笠原 勝二

紹介議員 今野 東君

この請願の趣旨は、第二四七三三号と同じである。

第二四八〇号 平成二十四年八月三十一日受理

地域精神保健医療福祉の充実・拡充に関する請願

請願者 東京都杉並区 島本慎子

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第二四七三三号と同じである。

第二四八一号 平成二十四年八月三十一日受理

地域精神保健医療福祉の充実・拡充に関する請願

請願者 東京都中央区 井手美津子

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第二四七三三号と同じである。

第二四八二号 平成二十四年八月三十一日受理

身体障害者手帳等級の改善に関する請願

請願者 宮崎県延岡市 二見徳雄 外二十名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

九月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案(衆)

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置を講じ、もって母子家庭及び父子家庭の福祉を図ることを目的とする。

(母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実)

第二条 厚生労働大臣は、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十一条第一項に規定する基本方針(以下この条において「基

本方針」という。において、同条第二項各号に掲げる事項のほか、父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する状況を踏まえ、その安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。

3 厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、基本方針において母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関して講じようとする施策の充実が図られるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

4 母子及び寡婦福祉法第十一条第三号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画(以下この条において「自立促進計画」という。)を策定する同号に規定する都道府県等は、自立促進計画において、同法第十二条各号に掲げる事項のほか、当該都道府県等の区域における父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定めるものとする。

5 前項に規定する都道府県等は、自立促進計画について、基本方針に即し、職業能力の開発及び向上の支援その他母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。

第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに関する業務に従事する人材の養成及び資質の向上に留意しなければならない。

(母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表)

第四条 政府は、毎年一回、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の

状況を公表しなければならない。  
(民間事業者に対する協力の要請)

第五条 国は、第一条に規定する母子家庭の母が置かれている特別の事情及び父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、民間事業者に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用その他の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。

(母子福祉団体等の受注機会の増大への努力)

第六条 国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)又は特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものは、物品及び役務の調達に当たっては、母子及び寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子福祉団体その他母子家庭の母又は父子家庭の父の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母又は父子家庭の父であるもの(以下この条において「母子福祉団体等」という。)の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない。

第七条 地方公共団体は、前二条の規定に基づく国の施策に準じて、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な施策を講

ずるよう努めるものとする。

2 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)は、物品及び役務の調達に当たっては、前項の規定に基づきその設立に係る地方公共団体が物品及び役務の調達に当たつて講ずる措置に準じて、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第八条 国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

附則  
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

九月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案(衆)(予備審査のため付託は同日)

一、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案の一部を改正する法律案(衆)

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案の一部を改正する法律案  
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案の一部を改正する法律案  
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案の一部を改正する法律案

めの給付金の支給に関する特別措置法(平成二十二年法律第二号)の一部を次のように改正する。  
第五条第一号中「五年」を「十年」に改める。  
第七条第一項中「十年」を「二十年」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、給付金支給等業務に要する費用として約三十二億円の見込みである。

平成二十四年九月十三日印刷

平成二十四年九月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K